

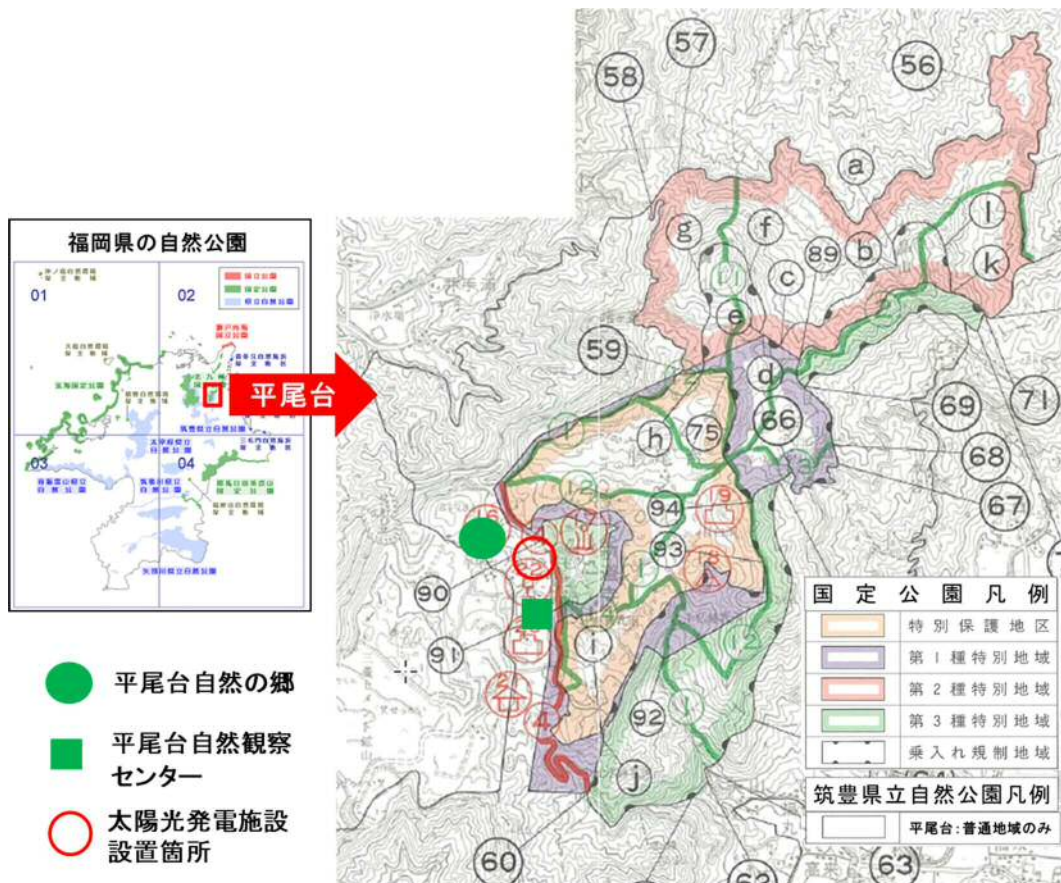
平尾台への太陽光発電所等の設置の規制について

1 自然公園法に基づく規制

(1) 国定公園、県立自然公園の指定

当該太陽光発電施設は、自然公園法及び県立自然公園条例に基づく「筑豊県立自然公園」の普通地域に設置されている。

自然公園	特徴	指定者
国立公園	日本を代表する自然の風景地	環境大臣
国定公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地	環境大臣
都道府県立自然公園	都道府県を代表する自然の風景地	都道府県知事



参照：福岡県HP「福岡県の自然公園」

北九州国定公園、筑豊県立自然公園

## (2) 自然公園内での行為の規制

自然公園内では、一定の行為が規制されている。県立自然公園の普通区域で、工作物の新築、木竹の伐採などの行為を行う場合は、福岡県立自然公園条例に基づき、**届出が必要**である。

自然公園内で許可申請・届出を要する各種行為一覧（一部抜粋）

行為の種類	地域区分	国定公園			県立自然公園	
		特別保護地区	特別地域	普通地域	特別地域	普通地域
	根拠法令	法第21条第3項	法第20条第3項	法第33条第1項	条例第17条第3項	条例第27条第1項
工作物の新築、改築、増築		●	●	○(※)	●	○(※)
木竹の伐採		●	●		●	
鉱物や土石の採取		●	●	○	●	○
土地の形状変更		●	●	○	●	○

(●：許可 ○：届出、(※)省令、規則で別に定める基準を超えるもの（太陽光発電施設 1,000㎡）)

## 2 景観法に基づく規制

**市全域を景観計画区域と定め**、さらに、地域の特性に応じた景観形成を図る地域・地区を定めており、それぞれにおいて一定規模以上の建築物・工作物の建築行為等を行う場合、**届出が必要**である。

### (1) 北九州市景観計画に定める区域

景観計画区域	北九州市全域（地先公有水面を含む）
景観形成誘導地域	臨海部産業景観形成誘導地域 北九州空港周辺景観形成誘導地域
景観重点整備地区	門司港地区・小倉都心地区・若松地区・国際通り地区 東田地区・黒崎副都心地区・木屋瀬地区・戸畑地区
関門景観形成地域	

### (2) 景観計画区域における届出対象

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ・高さが31mを超えるもの。 ・延べ面積が10,000㎡を超えるもの。 (ただし、店舗、遊戯施設等の集客施設の場合は、延べ面積が3,000㎡を超えるもの)
工作物の新設等	高さが31mを超えるもの。
その他、景観の形成に大きな影響を与えると市長が認めるもの。	

※ただし、工業専用地域内における行為は除く。

### 3 経済産業省による認定

#### (1) 施設の認定

太陽光発電施設を設置して事業を行う場合は、経済産業省の認定が必要となる。

事業者は、経済産業省に対して、施設の設置場所における景観法や自然公園法等の関係法令の申請状況を報告する。経済産業省は、事業者の申請内容を確認したうえで発電事業の施設として認定する。

#### (2) 発電事業の実施

事業者は、経済産業省が策定した「事業計画策定ガイドライン」を元に太陽光発電事業を実施する。当ガイドラインの「地域との関係構築」という項目に「地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること」という努力義務が定められている。

事業者が説明を拒否するといった場合や、明らかな法令違反等がある場合は、経済産業省が対応することになる。本市に苦情等があった場合は、経済産業省の窓口（九州の場合は九州経済産業局エネルギー対策課）を紹介している。